

残高証明書定期（継続）発行 取扱規定

1.（残高証明書の定期発行）

- （1）お客さまからあらかじめ「残高証明書定期（継続）発行兼口座振替依頼書（以下、「依頼書」という。）」の提出を受けて、その契約内容にもとづき残高証明書を発行します。
- （2）定期（継続）発行の依頼書の提出をもって、残高証明書の発行の都度、お客さまから残高証明書発行依頼書を提出いただくことを省略します。

2.（依頼書の提出）

定期（継続）発行による残高証明書発行の取扱いにあたっては、あらかじめ当金庫所定の依頼書により、証明書の発行種目、発行枚数、証明月、証明日、手数料引落し口座等をご指定のうえ、当金庫取引店にお申込みいただきます。

3.（契約期間）

依頼書の契約期間は、契約日から1年間とします。ただし、期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、引き続き1年間延長するものとし、以後同様とします。

4.（発行の取りやめ・変更）

残高証明書の発行種目を変更、一部取りやめとする場合は、当金庫所定の依頼書によりお届けください。

5.（発行手数料）

- （1）残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金により、残高証明書証明日の属する月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）に後払いするものとし、依頼書によりお届けいただいた指定口座から引落とし充当します。発行指定日が月末日以外については作成時に引落しします。以後、本依頼書の有効期間中は同様とします。
- （2）発行手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初の残高証明書発行時から適用します。

6.（証明書の交付、引渡し）

- （1）郵送扱いは、お客さまの届出住所に郵送します。店頭扱い（取引店窓口での引渡し）は、発行後1ヶ月以内に残高証明書をお受取りください。前記の期間を経過したものは廃棄処分いたします。これによる残高証明書の再発行はいたしません。
- （2）残高証明書の対象となる口座が解約等になっても、解約届の提出がない場合は残高「0円」として残高証明書が継続して発行されます。

7.（解約等）

- （1）本契約はお客さまの申出によりいつでも解約できます。この場合、届出の印章、通帳等を持参し、当金庫所定の解約届によりお届けください。
- （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は残高証明書の発行を中止し、本契約を解約できるものとします。
 - ① 指定預金口座の残高不足等により所定の発行手数料の引落しができない場合
 - ② 名称、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず当金庫所定の方法による届出を怠ったため、送付した残高証明書が返送された場合
 - ③ お客さまについて相続の開始があったとき
 - ④ お客さまが当金庫の定める各種規定に違反したとき等、当金庫が必要と認めたとき
- （3）次の各号の一にでも該当し、本契約を継続することが不適切である場合には、当金庫は本契約を解除することができるものとします。
 - ① 申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- （4）前2項にもとづき当金庫で解約等処理を行った場合、解約等通知は省略します。

8.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9.（損害の負担等）

本件に関して事故等が発生した場合には、当金庫の責めによるものを除き、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

10.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。